

27関経第1379号
平成28年2月12日

栃木県食品産業協会会長 殿

関東農政局長



「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～の見直しについて

日頃から、農林水産行政に対する御理解と御協力に感謝申し上げますとともに、食品業界の発展と信頼確保に向け、日々御尽力いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年に消費者の信頼を揺るがす食品の偽装表示等の事件が相次いで発生したことを背景に、平成20年3月、農林水産省「食品の信頼確保・向上対策推進本部」において、「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～（以下「食品事業者の5つの基本原則」という。）が策定され、食品業界・食品事業者の信頼確保の取組に関する指針としての役割を果たしてきました。

食品事業者の5つの基本原則の策定から7年が経過しましたが、その間、平成25年には食品への意図的な毒物の混入事案が発生し、平成27年1月には異物混入事案がマスコミ等で大きく報道されるなど、策定当時には想定していなかったことが起きています。

こうした状況を踏まえ、関係者が昨今の事案を振り返り、企業行動のあり方、考え方と食品事業者の5つの基本原則について議論し、関係者で共有し、普及していくこととするため、平成27年6月以降、食品事業者、消費者、マスコミ及び有識者で構成する「食品事業者の5つの基本原則」に関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）を開催しました。

意見交換会では、食品事業者の5つの基本原則そのものは、現在も有効な指針であることが確認されました。一方で、新たな課題もあり、具体的な取組の考え方を整理し、フードチェーンを通じて共通の認識を持つておくことも重要であるとの指摘がありました。この度、意見交換会でまとめられた課題と取組

を踏まえ、食品事業者の5つの基本原則の改訂版を別添のとおり作成しました。
つきましては、今般の食品事業者の5つの基本原則を貴協会加盟会員企業等
に対しまして、御周知いただきますようお願い申し上げます。

併せて、貴協会の会員企業等が、この食品事業者の5つの基本原則を参考に、
社内での取組の実施と既存の取組の検証を行うとともに、その取組を必要に応
じて外部にPRしていただけるよう働きかけをお願い申し上げます。

特に、現在、不正転売の事案が発生していますが、食品事業者の5つの基本
原則にも、「取引先は、事前に調査を行って、信用のおけるところを選びます。」
と記述しております。これを認識していただき、食品事業者の方々には消費者
の信頼に込えられるよう、引き続き、コンプライアンスの徹底につきましても、
併せて働きかけをお願い申し上げます。

また、意見交換会では、食品事業者が食品事業者の5つの基本原則に取り組
むだけでなく、消費者を含めたフードチェーンの関係者で認識を共有し、それ
ぞれの役割を果たすことが必要であるとの議論が行われました。関係者ごとに
期待する取組を記述したメッセージが作成されましたので、ご覧いただきます
とともに、貴協会の会員企業等に対しましても、御周知いただきますようお願い
申し上げます。

食品業界における関係法令の遵守及び社会倫理に適合した行動のより一層の
徹底等を図るため、必要に応じて、貴協会及び会員企業等の取組状況について
報告をお願いする予定でありますので、併せて御周知いただきますようお願い
申し上げます。

多岐にわたるお願いではございますが、食品業界の発展と信頼確保のため、
何卒よろしくようお願い申し上げます。

「食品事業者の5つの基本原則」に関する意見交換会について

- 平成19年以降、相次いで食品の偽装表示等消費者の信頼を揺るがす不祥事が起こっていた状況を踏まえ、平成20年に食品業界において個々の食品事業者がコンプライアンス意識を高めるための「道しるべ」として、「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則」が策定された。
- 農林水産省では、各食品事業者団体に対して、会員等企業にこの内容を周知しながら消費者の信頼を得ていく取組の推進を働きかけてきたところ。
- 昨今の意図的な毒物混入、異物混入などの事案を踏まえ、関係者が昨今の事案を振り返り、企業のあり方、考え方と「食品事業者の5つの基本原則」について意見交換を行い、関係者で共有し、普及していくこととするため、食品業界団体、消費者団体、マスコミ、有識者で構成する意見交換会を開催。（平成27年6月～10月）

食品業界の信頼性向上に向けた食品事業者団体及び食品事業者の取組



「食品事業者の5つの基本原則」の概要

基本原則 1 消費者基点の明確化	消費者を基点として、消費者に対して安全で信頼される食品を提供することを基本方針とします。
基本原則 2 コンプライアンス意識の確立	取り巻く社会環境の変化に適切に対応し、法令や社会規範を遵守し、社会倫理に沿った企業活動を進めていきます。
基本原則 3 適切な衛生管理・品質管理の基本	安全で信頼される食品を消費者に提供するために、適切な衛生・品質管理をしていきます。
基本原則 4 適切な衛生管理・品質管理のための体制整備	適切な衛生・品質管理を行う体制を整備し、それが形骸化しないよう改善を行っていきます。
基本原則 5 情報の収集・伝達・開示等の取組	消費者などの信頼や満足感を確保するため、常に誠実で透明性の高い双方向のコミュニケーションを行います。

「食品事業者の5つの基本原則」の改訂概要について

- 食品事業者が社会規範に従った行動をしていくための「道しるべ」としての役割を果たしてきた「食品事業者の5つの基本原則」は、現在でも十分有効であり、食品事業者はこの基本原則に基づいた企業行動に取り組むことが重要。
- 近年の食品に関する事案・課題を踏まえ、食品事業者の取組の参考として「食品事業者の5つの基本原則」に関する具体的な取組事項に以下の内容を追記。

課題

【自主回収件数の増加】

食品の自主回収件数については、近年、増加しており、平成27年1月の異物混入事案等により、平成26年度には、1,000件を超えたところ。
一方で、食品は、限りある資源でもあり、食品ロスを削減していくことも求められている。
食品事業者だけでなく、消費者を含めたフードチェーンの各構成員が回収の基本的考え方を共有し、必要なものが、きちんと回収されるようにすることが大切。

【情報の取扱い・対応】

ソーシャルメディア等情報発信の方法が多様化し、情報の伝達や拡散が迅速化している中で、特定の商品の安全や品質に関する情報がその真偽が不明なままに発信されることもあり、消費者の信頼や安心に大きな影響を及ぼしている。

【意図的な毒物等の混入への対応】

追加事項概要

- 食品事故が起きた時の対応を記述。
- 製品回収は、「健康被害の程度」と「事故拡大の可能性」の視点から判断され、健康被害の程度が大きく、かつ、事故拡大の可能性が大きいほど、広く告知をすする回収の必要性が高まる。
- プライベートブランド製品の回収要件は、メーカーとプライベートブランドオナーで事前に協議し、緊急時に円滑な対応ができる体制を整備することが必要。
- 人の健康を損なうおそれなく、法令違反でないものについては、基本的に回収の必要はない。ただし、企業の経営判断で回収を行う場合には、必要以上の製品回収の実施が食品ロスが発生させざることを認識し、事案ごとに検討し、対応を決定。
- 情報の伝達や拡散が格段に早くなっており、それぞれの事案の発生状況に応じて適切な初動対応を行い、消費者に適切に情報を提供することが必要。
- 日頃から、消費者に可能な範囲で製造過程を見てもらう機会を設けるなど、透明性を高める取組を行うことも大切。
- 意図的な毒物等の異物混入に対する食品防御についての意識を向上させ、事業者の状況に応じた以下の対策を進めることが重要。
 - ① 意図的に毒物等を混入し難い環境作り
 - ② 意図的な混入をしようと思わせない職場の風土作り

「食品事業者の5つの基本原則」に関する意見交換会からのメッセージについて

- 意見交換会では、食品事業者が取り組む事項だけでなく、消費者を含めたフードチェーンとマスコミを含め関係する者全体で認識を共有し、それぞれの役割に取り組んでいただくことが重要という議論が行われた。そこで、関係者に期待する取組を、意見交換会からのメッセージとして発信。

意見交換会からのメッセージの詳細な内容については、以下のホームページアドレスを参照してください。

※ http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/sinrai/iken_koukan.html

【フードチェーンに関わる方々に期待する取組の内容(抜粋)】

食品事業者の方々へ

- ① 食品事業者はできる限り、無駄な食品廃棄を減らすことに留意し、行政の助言も得ながら、製品回収の判断を適切に行い、消費者と報道関係者の理解を得る努力を続けること。
なお、食品の販売に携わる食品関係事業者も、万々に備えてあらかじめ回収の判断の考え方や回収の方法を考慮しておくことも必要。
- ② 食品事業者は問題が発生した時に情報提供するだけでなく、消費者や報道関係者の理解を得ることができるように常日頃から積極的に安全性の情報と品質に関する情報を明確にした上で情報発信を行うとともに消費者とのコミュニケーションを図ることが重要。
また、消費者と直接接する小売事業者や外食事業者は、店舗の従業員と消費者との対話による販売や情報の交換を増やしていただくこと。
- ③ 意図的な混入が実行し難い環境をつくるとともに、職場等での信頼関係や良好な人間関係の構築などにより意図的な混入をしないと思わせない職場の風土、食品安全文化を醸成すること。

報道関係者の方々へ

- ① 食品事業者は自らの取組についての情報公開を進めています。食品事業者の取組の情報を積極的に入手して理解を深めていただくこと。
- ② 正確な知識と情報に基づいて食品のリスクの大きさを判断していただくこと。
- ③ 科学的な根拠を重視した情報を発信していただくこと。

消費者の方々へ

- ① 食品事業者の取組の情報を積極的に入手して理解を深め、食品は正しく取扱っていただくこと。その上で、健康に関わる事案であるかどうかを見極める日を養い、事案が起こった時に適切な対応をしていただくこと。
- ② 製品回収等に当たっては、公的機関等からの正確な情報入手するようにいただき、それに基づき行動し、異味や異臭を感じたり、外見や包装に普段と異なる点があることに気づいた場合には、食わずに事業者や保健所等に連絡することで被害の拡大防止等に協力いただくこと。